

2014年度

社会保障制度等に関する要求

日本高齢・退職者団体連合（退職者連合）

1. 審議会等への参画について

当事者主権、社会保障制度の民主的運営のため、日本の高齢者組織代表の一つである退職者連合の推薦する者を社会保障関連審議会等の委員に選任すること。

2. 年金制度について

(1) 年金制度は、多くの加入者の権利に直結する超長期の制度である。制度の安定・持続性のため見直しは不可欠であるが、その改革に当たっては合理的で実証に基づく緻密な設計を示し、加入者・受給者の意見反映を保証し、十分な議論により納得の得られる取扱いをすること。

(2) 年金機能強化法の付則に基づき、短時間労働者に対する厚生年金保険者への適用拡大を早期に実施すること。加えて、就業時間が短く保険料負担が困難な低所得の労働者が加入できるよう「僅少労働年金」（最終ページの用語の説明参照）も参考にして、新たな方策を検討すること。

(3) 高所得者の老齢基礎年金のクローバックを検討する場合は、明確な額基準と対象を示し、国民合意を形成すること。

(4) マクロ経済スライドの発動については、少なくとも名目年金額を維持する現行制度の範囲内とすること。また、基礎年金はマクロ経済スライドの対象外とすること。

(5) 年金税制について

①年金課税に係る控除制度改訂に先だって、「公的年金等控除の最低保障額140万円」「老年者控除50万円」を速やかに復元すること。また、更なる年金課税強化は行わないこと。

②年金所得の社会的性格及び、応能負担という課税原則を踏まえた一貫性ある年金税制を確立すること。

- (6) 在職老齢年金の調整額の見直しに当たっては、年金受給年齢に達しても希望する者は就労により社会保障制度を支える側に立つことを促す制度とすること。
- (7) 公的年金積立金の管理・運用に当たっては、受給者の利益を第一義に安全かつ効率的な運用に努めること。また、積立金の運用者は国連の「責任投資原則」に署名し、この趣旨に添って運用管理すること。
- (8) 公的年金は、全額受給者本人に支給することを原則とし、税保険料の天引きは本人の選択制とすること。〈再要求〉

3. 地域包括ケアシステム、サービス提供体制整備について

医療・介護の継ぎ目のない「地域包括ケア」を名実ともに実体化すること。このため自治体と連携して、データ整備と分析、保険給付・補助を組み合わせたサービス提供システムの充実・適正化、人材養成と確保を図ること。

4. 医療制度について

(1) 高齢者医療制度

後期高齢者医療制度を廃止し、高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめに基づく改正法案を早期に成立させ、施行すること。

(2) 公的皆保険の堅持

①公的国民皆保険を堅持すること。その基礎としての国民健康保険の財政基盤を確立し、低所得者に対する対策を講じて無保険者を発生させないこと。

②医療を市場化する「混合診療」を導入しないこと。

(3) 医療費の患者負担

①未成年者を除く患者の一部負担割合について、所得を問わず65歳未満は2割、65歳以上は1割とすること。

②高額療養費制度について、中・低所得者の負担をより軽減すること。

(4) 扶養家族の保険料

被用者医療保険について、国民健康保険料との均衡も考慮し扶養家族の割り増し保険料導入を検討すること。

(5) 強制によらない制度運用

医療に関する制度運用にあたっては、目安・情報の提供と協議による選択を重視し、基準・要件による強制を持ち込まないこと。

①健康診査および保健指導実施状況による後期高齢者支援金の加減算をやめること。

5. 介護保険制度について

(1) 高齢者が地域・在宅で暮らし続けるために、在宅生活を支えるサービス基盤の整備・拡充を図ること。

①介護保険における「介護予防・自立支援機能」を維持・強化する観点から、要支援認定者に対する訪問介護・通所介護サービスは介護保険の基本給付としての予防給付として保障すること。

②地域支援事業の内容の充実に向け、地域支援事業の財源上限（現行は総給付費見込み額の3%）規制を緩和するとともに、予防事業と包括的事業との事業区分の規制を廃止すること。

③市町村の地域包括ケアの実施責任を担保し、地域における総合的・包括的高齢者支援の拠点としての地域包括支援センターの機能を強化するために、直営等の基幹となる地域包括支援センターを設置し、センター間の役割分担や連携の強化を図るとともに、その人員体制の強化を図ること。

④独居や高齢者のみ世帯等の高齢者の地域・在宅生活を支えるため、グループホームや小規模多機能型施設の設置・運営基準の改善を図るとともに、増設を促進すること。

⑤高齢者の在宅生活を支える訪問介護サービスの拡充を図るため、訪問介護報酬基準の抜本改善を図ること。サービス提供時間区分の細分化を改めること。またサービス提供責任者の常勤化を実現するとともに、その業務を介護報酬上で評価すること。

(2) 高齢者が安心して暮らせる居住の場を整備すること。

①特別養護老人ホームの整備・拡充を図るとともに、個室・ユニット型居室の整備等の居住環境の改善を図ること。

②特別養護老人ホームの利用基準「原則として要介護3以上」は、機械的・画一的に運用することなく、地域の介護基盤の実態を踏まえ柔軟な対応を可能とすること。

③低所得・要介護（要援護）高齢者が安心して暮らせる居住の場を確保するため、養護老人ホームの機能強化と職員配置基準を改善するとともに、量的な整備・拡充を図ること。また一般財源化以降顕著になった市町村の養護老人ホームへの「措置控え」傾向を改善するために、養護老人ホームの財政基盤の強化を図ること。

④「お泊りデイ」などの低所得者を対象とした「貧困ビジネス」の実態を調査し、高齢者の人権・生命を守る観点から、必要な是正・改善を図ること。

⑤福祉施設と連携した公共住宅の活用など、高齢者の多様な居住の場の整備・拡充を図ること。また、「サービス付き高齢者住宅」における医療・介護サービスの整備を促進すること。

(3) 「認知症対策基本法」を制定すること。

(4) 利用者負担の引き上げや補足給付の見直しについて

①介護保険サービス利用時の所得水準による「2割負担」を導入しないこと。

②施設入所時の補足給付要件に付加しようとしている「資産の勘案」は、公平・正確な実態把握が困難であるとともに、結果的に低所得者の施設利用を困難にするものであり実施するべきではない。

(5) 介護労働者の処遇の抜本改善を図り、人材の確保・育成を促進し介護の質の向上を図ること。

①介護報酬改定にあたり「介護職員処遇改善加算」の実効性を検証し、担保する措置を講ずるとともに、報酬単価や報酬区分の改善を図ること。

②処遇改善のため、介護事業における人件費比率を指針として示し、必要な行

政指導を行うこと。改善が図られない場合は事業者名の公表等、実効性を確保する施策を実施すること。

③介護事業所における労働法令違反を一掃するために、事業者指導を強化し介護職場における労働環境の改善を図ること。

(6) 市町村の介護保険制度の保険者責任を担保するため、市町村の実施体制の整備と財政基盤の強化を図ること。

①保険者間の財政調整を目的とした現行の財政調整交付金を改め、標準給付費における国負担分は全額市町村に交付すること。保険者間の財政調整にあたっては、一般財源により新たな仕組みを講ずること。

① 域包括ケアの推進を目的とした市町村への事業者指定権限等の移譲にあたっては、円滑な移行のための経過期間を設けるとともに、市町村の実施体制の整備・財政基盤の強化を図ること。

② 域支援事業の拡充・地域差の解消に向けたガイドライン・指針等の策定にあたっては、市町村の基盤の整備状況の差異を踏まえた支援措置を講ずるとともに、関係機関・団体との十分な協議と意見反映を図ること。

(7) 介護保険の被保険者を医療保険加入者に拡大すること。

(8) 介護保険の制度検討やその運営にあたっては、被保険者・保険料を拠出する労使の代表が参画し決定する体制を確立すること。とりわけ市町村介護事業計画の策定や地域包括支援センターの運営等への被保険者・高齢者団体の参画する仕組みを構築すること。

(9) 所得税の医療費控除を「医療・介護費控除」に改め、介護保険自己負担分はサービス種別を問わず控除対象とすること。

6. 生活保護制度

(1) 生活保護の権利を抑制する制度改定と基準の切り下げをやめること。

(2) 生活困窮者自立支援法について、当事者の権利保障のため自治体と協力して、確実な事業実施を図ること。

7. 「社会保障・税番号制度」について

(1) 個人情報保護の徹底

「社会保障・税番号」については、技術・倫理両面から個人情報の漏洩・改竄を防止する仕組みを確立すること。あわせて、侵害が生じた際の制裁・補償のルールを明示すること。

(2) 個人の特定以外の目的への使用禁止

「社会保障・税番号」は個人の特定にのみ使用し、社会保障の負担と給付に関する個人会計とは将来に亘って完全に遮断することを明記すること。

8. エネルギー政策について

(1) 汚染水対策を含め福島原発事故の早期収束を図り、事故原因の徹底検証と情報開示を進めること。

(2) 原子力エネルギーに代わるエネルギー源の確保、再生可能エネルギーの積極推進および省エネの推進を前提として、最終的には原子力エネルギーに依存しない社会を目指すこと。

(3) 集権的エネルギー供給システムをあらため、地域分散型のエネルギー生産・消費に変革すること。エネルギー多消費型社会構造・生活構造を変革する政策体系を推進すること。

9. 高齢低所得単身女性について

主要な社会問題になりつつある、高齢低所得単身女性の課題に対し、体系的な施策を検討・実施すること。

10. 積雪・灯油福祉料について

積雪、寒冷地の年金生活者に「積雪・灯油福祉料」等を支給できるよう自治体に対する財政措置を講ずること。

以上